

東大和市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(東大和市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

(東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち東大和市国民健康保険税条例付則中第15項を削り、第16項を第12項とする改正規定中「第12項」の次に「とし、第17項を第13項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。